

月報私学

2020
11
VOL.275



2020年4月、鶴川女子短期大学は「フェリシアこども短期大学」に校名を変更しました。
私たちは今一度原点である「愛の教育」の理念に立ち返り、これからもさまざまな保育現場・社会で活躍する保育者の養成を目指します。
2019年9月に木を基調とした「ぬくもり」と「あそびごころ」溢れる校舎が完成しました。

写真提供 学校法人 明泉学園 フェリシアこども短期大学（東京都町田市）

CONTENTS

- 私立幼稚園の財務状況《平成30年度決算集計》 2
- 令和2(2020)年度 私立大学・短期大学等入学志願動向 4
- 連載⑥ 魅力あふれる学校づくりを目指して
「国際×こども×食」で魅力づくり 6
- 「若手・女性研究者奨励金」受賞者の声 8
- ジェネリック(後発)医薬品差額通知書を12月中旬に送付します 9
- 無効の加入者証等の回収と返納のお願い／報酬月額報告の際にはご注意ください／
高齢受給者にかかる高額療養費(外来年間合算)／限度額適用認定証の更新(継続)の手続き／
事務担当者連絡会・研修会等の中止 10
- 私学共済ホームページをご活用ください／ガーデンパレスの年末年始期間の宿泊料金 11
- 被扶養者認定申請事例(父母の認定) 12
- INFORMATION 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内 16

私立幼稚園の財務状況 《平成30年度決算集計》

私学事業団では、「令和元年度学校法人等基礎調査」を基に平成30年度決算データを集計し、令和元年度版『今日の私学財政（幼稚園・特別支援学校編）』と『今日の私学財政（専修学校・各種学校編）』を9月に刊行しました。今回は、『今日の私学財政（幼稚園・特別支援学校編）』より、幼稚園の財務状況について概略を解説します。

園児数・幼稚園数ともに増加

文部科学省の学校基本調査によると私立・国立・公立を合わせた平成30年度の園児数は、認定こども園（幼保連携型・幼稚園型）を含めると、平成26年度の155万7千人から181万2千人となり25万4千人増加しています。また、幼稚園数についても、認定こども園の増加により、2090園増加しています（表1）。

幼稚園法人の約3割は事業活動収支差額がマイナス

事業活動収支計算書（1法人当たりの金額）より、平成26年度と平成30年度を比較すると、収入の部では、補助金が3966万円増加し、事業活動収入は3779万円増加しています。支出の部では、人件費が2345万円増加、経費も729万円増加し、事業活動支出は3198万円増加しています。人件費・経費の増加額の合計に対して、事業活動収入の増加額の方が上回ったため、基本金組入前当年度収支差額（事業活動収入－事業活動支出＝事業活動収支差額）は増加しています。

平成30年度に事業活動収支差額がマイナスの幼稚園法人数は1626法人で、集計法人の約3割となっています。経営状況の目安となる事業活動収支差額をプラスへ移行させる方策を検討して実行していくことが今後の課題といえます（表2・3）。

財政状態

貸借対照表（1法人当たりの金額）より、平成26年度と平成30年度を比較すると、資産の部では有形固定資産が6135万円、流動資産が3243万円それぞれ増加し、現金預金の増加も含め、資産の部は増加しています。構成比率をみると有形固定資産が1・1ポイント減少して64・0%となっており、施設・設備投資を控え、資金を現金預金として内部留保していることがうかがえます。負債及び純資産の部では、固定負債及び流動負債の金額は増加しましたが、

表2 事業活動収支計算書（1法人当たりの金額）

（単位：千円）

区 分		26年度		30年度		差引
		金額	構成比率	金額	構成比率	
収入の部	学生生徒等納付金	67,026	43.3%	63,447	33.0%	△ 3,579
	補 助 金	60,904	39.4%	100,562	52.2%	39,658
	そ の 他	26,805	17.3%	28,516	14.8%	1,711
	事 業 活 動 収 入	154,735	100.0%	192,525	100.0%	37,790
	基 本 金 組 入 額	△ 17,118	△ 11.1%	△ 25,413	△ 13.2%	△ 8,295
支出の部	人 件 費	87,832	56.8%	111,278	57.8%	23,446
	経 費	51,621	33.4%	58,907	30.6%	7,286
	そ の 他	1,983	1.3%	3,227	1.7%	1,244
	事 業 活 動 支 出	141,436	91.4%	173,412	90.1%	31,976
基本金組入前当年度収支差額 (事業活動収支差額)		13,299	8.6%	19,113	9.9%	5,814
当 年 度 収 支 差 額		△ 3,819	△ 2.5%	△ 6,299	△ 3.3%	△ 2,480

（注）平成26年度の事業活動収入は帰属収入、事業活動支出は消費支出、基本金組入前当年度収支差額は帰属収支差額、当年度収支差額は消費収支差額を掲載している。

表1 園児数と幼稚園数

（単位：人、園）

区 分	26年度	30年度	差引
園 児 数	1,557,461	1,811,838	254,377
私 立	1,287,284	1,544,675	257,391
国 立	5,614	5,330	△ 284
公 立	264,563	261,833	△ 2,730
幼稚園数	12,905	14,995	2,090
私 立	8,142	10,559	2,417
国 立	49	49	0
公 立	4,714	4,387	△ 327

（注1）文部科学省「学校基本調査報告書」より。
（注2）認定こども園（幼保連携型・幼稚園型）を含む。

表4 貸借対照表（1法人当たりの金額）

（単位：千円）

区 分		26年度		30年度		差引
		金額	構成比率	金額	構成比率	
資産の部	有 形 固 定 資 産	399,572	65.1%	460,925	64.0%	61,353
	特 定 資 産	－	－	58,164	8.1%	－
	その他の固定資産	79,473	12.9%	33,500	4.7%	△ 45,973
	流 動 資 産	134,673	21.9%	167,100	23.2%	32,427
	資 産 合 計	613,718	100.0%	719,644	100.0%	105,926
負債及び純資産の部	固 定 負 債	38,945	6.3%	51,213	7.1%	12,268
	流 動 負 債	24,664	4.0%	27,926	3.9%	3,262
	基 本 金	566,024	92.2%	649,887	90.3%	83,863
	繰 越 収 支 差 額	△ 15,915	△ 2.6%	△ 9,382	△ 1.3%	6,533
	負債・純資産合計	613,718	100.0%	719,644	100.0%	105,926

（注1）学校法人会計基準の改正により、特定資産（使途が特定された預金等）が中科目として設けられた。
（注2）平成26年度の繰越収支差額は消費収支差額を掲載している。

表3 事業活動収支差額がマイナスの法人数

年度	集計法人数 (A)	事業活動収支差額がマイナスの法人	
		法人数 (B)	割合 (B/A)
26	5,110	1,740	34.1%
27	5,073	1,370	27.0%
28	5,012	1,427	28.5%
29	5,033	1,495	29.7%
30	4,898	1,626	33.2%

（注）平成27年度以前の事業活動収支差額がマイナスの法人数は帰属収支差額がマイナスの法人数を掲載している。

資産の部の合計額が増加したため、固定負債及び流動負債の構成比率は横ばいとなっています（表4）。

主要財務比率で財務分析を！

最後に、幼稚園部門について、事業活動収支計算書関係比率（加重平均）の中から、収入の構成割合を見るための学生生徒等納付金比率、補助金比率、支出の構成割合を見るための人件費比率、教育研究（管理）経費比率、収入と支出のバランスを見るための人件費依存率、学校法人等の経営状況を見るための事業活動収支差額比率（旧・帰属収支差額比率）を都道府県ごとにまとめました。

各財務比率の見方のポイントは『今日の私学財政』に掲載していますので、併せてご参照ください。

これらの財務比率だけで財政や経営を判断するものではありませんが、各学校法人等において、今後の経営改善を進める際の参考としてご活用ください（表5）。

毎年、各都道府県を通じて「学校法人等基礎調査」を実施しております。ご協力に御礼申し上げますとともに、引き続きご協力をお願いします。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

私学経営情報センター 私学情報室

☎03(3230)7846～7848

Eメール center@shigaku.go.jp

助成業務

表5 都道府県別財務比率一覧（幼稚園部門）

区 分	部 門 数		学 生 生 徒 等 納 付 金 比 率		補 助 金 比 率		人 件 費 比 率		人 件 費 依 存 率		教 育 研 究 (管 理) 経 費 比 率		事 業 活 動 収 支 差 額 比 率	
	26年度	30年度	26年度	30年度	26年度	30年度	26年度	30年度	26年度	30年度	26年度	30年度	26年度	30年度
北海道	450	356	49.6	23.9	39.3	68.6	62.5	62.2	126.1	260.8	32.0	27.6	4.7	13.1
青 森	108	97	46.8	19.6	38.5	73.1	68.6	63.9	146.8	325.1	36.4	26.6	△ 5.4	9.2
岩 手	80	77	37.3	23.0	48.2	66.2	54.4	65.0	145.8	282.6	33.6	31.3	4.5	2.8
宮 城	149	150	46.2	42.5	40.3	45.1	55.2	59.6	119.4	140.4	33.8	33.2	9.9	7.6
秋 田	61	62	41.3	19.3	42.8	73.9	57.7	64.7	139.6	334.6	34.7	29.0	7.0	8.8
山 形	82	69	28.0	22.6	54.5	65.8	56.3	63.9	201.1	283.1	31.8	31.8	11.0	4.7
福 島	112	130	34.9	25.4	44.8	59.2	56.6	57.6	162.0	227.1	33.7	32.2	9.1	17.1
茨 城	186	167	33.8	23.1	48.9	63.3	59.5	59.8	175.7	258.7	37.2	29.4	1.9	11.5
栃 木	175	172	44.6	28.1	44.6	66.7	54.6	62.5	122.6	222.1	35.9	29.5	7.5	12.0
群 馬	118	111	47.4	23.1	39.0	70.0	64.0	62.3	134.9	269.5	36.1	30.2	△ 0.9	13.3
埼 玉	517	509	48.9	44.4	31.8	38.7	55.5	60.0	113.7	135.2	35.8	35.2	6.6	6.2
千 葉	388	382	51.7	44.9	33.3	42.8	59.1	62.1	114.3	138.2	31.4	32.4	8.7	5.8
東 京	511	539	52.8	48.1	29.6	35.5	57.2	60.9	108.4	126.7	30.9	31.2	10.7	8.7
神 奈 川	528	533	55.9	44.2	27.4	41.6	57.5	60.1	102.9	135.9	31.4	30.3	9.9	11.5
新 潟	95	96	37.5	23.4	48.2	69.8	60.2	62.0	160.7	265.1	35.4	27.2	2.8	13.5
富 山	51	48	37.8	23.6	39.5	68.9	47.8	60.3	126.5	255.9	39.7	35.6	12.1	7.2
石 川	59	56	47.5	33.8	43.9	61.9	61.2	62.4	129.0	184.7	33.5	32.5	4.3	9.9
福 井	29	29	40.7	23.8	44.2	68.1	55.9	57.6	137.4	241.7	32.2	36.8	11.7	11.4
山 梨	60	57	40.2	25.8	40.7	64.0	63.0	62.7	156.8	243.1	35.9	30.7	0.8	5.6
長 野	101	103	47.7	36.0	36.9	53.4	63.5	61.9	133.3	171.8	30.7	28.9	5.0	10.9
岐 阜	100	97	54.5	44.8	31.9	42.3	59.2	59.0	108.7	131.6	35.2	32.9	4.4	11.0
静 岡	221	209	41.5	33.8	45.0	54.3	59.3	63.7	142.9	188.3	32.1	32.9	7.7	5.3
愛 知	410	407	35.9	33.4	48.2	53.7	57.9	61.7	161.5	184.5	32.1	32.5	9.4	6.2
三 重	58	60	53.8	40.7	33.6	49.9	61.5	59.1	114.4	145.3	33.9	32.4	4.2	15.3
滋 賀	28	28	32.0	21.7	57.7	69.8	56.1	64.4	175.3	296.9	29.1	29.1	13.4	6.7
京 都	146	140	43.5	40.3	41.3	43.3	61.3	64.1	140.9	159.2	35.9	36.3	2.1	1.7
大 阪	398	391	37.8	30.2	44.8	54.7	55.1	59.3	145.6	196.2	36.1	35.6	7.8	5.9
兵 庫	200	207	45.0	38.0	35.1	44.3	52.2	58.8	115.9	154.9	31.7	32.3	14.6	12.8
奈 良	42	46	48.8	42.4	35.0	25.9	63.6	53.9	130.3	127.3	41.3	29.8	△ 5.6	25.5
和 歌 山	41	38	34.6	25.6	50.6	62.4	62.2	63.7	179.8	249.4	31.6	30.3	3.5	11.1
鳥 取	27	27	42.8	27.6	42.5	64.5	63.9	68.6	149.1	248.9	30.8	29.4	4.6	10.9
島 根	10	8	46.8	16.8	39.8	53.4	70.3	60.7	150.3	360.8	44.5	24.5	△ 16.6	21.6
岡 山	34	34	33.8	26.2	48.9	57.2	57.6	60.5	170.5	230.6	28.7	29.0	13.4	10.4
広 島	186	199	39.4	32.4	46.2	57.2	49.1	55.4	124.6	170.9	43.8	37.7	6.2	10.6
山 口	112	110	28.3	20.6	58.3	69.7	63.1	62.7	222.9	304.2	32.8	27.7	3.8	11.5
徳 島	10	9	52.9	36.5	29.9	53.7	65.3	69.9	123.6	191.1	39.3	29.7	△ 5.1	0.1
香 川	33	34	50.6	29.8	36.9	60.0	61.1	57.0	120.8	191.5	31.5	30.4	6.1	10.9
愛 媛	76	77	44.0	26.1	40.5	63.2	58.3	62.1	132.3	237.7	28.2	29.5	12.8	11.4
高 知	29	28	34.1	24.2	52.8	70.4	59.2	65.4	173.7	270.6	29.8	28.3	10.0	11.5
福 岡	352	361	51.1	42.9	35.0	45.0	54.1	56.3	106.0	131.1	33.1	33.4	11.9	13.1
佐 賀	85	70	43.5	25.7	41.0	69.3	51.5	62.9	118.3	244.2	30.3	27.6	17.5	14.9
長 崎	120	113	44.1	25.2	39.8	64.6	56.4	62.0	127.9	245.6	30.9	27.7	11.9	15.0
熊 本	106	103	26.6	22.3	66.4	73.1	58.6	63.0	220.6	282.6	28.1	26.6	10.9	13.6
大 分	63	60	33.8	24.2	52.9	67.5	57.3	61.2	169.7	252.6	30.4	27.8	11.2	17.4
宮 崎	111	58	28.0	19.0	57.0	70.6	58.5	61.5	209.2	323.3	30.4	28.2	9.7	10.4
鹿 児 島	146	129	28.2	19.4	58.8	72.8	54.8	62.4	194.1	321.4	32.0	26.6	12.1	11.8
沖 縄	33	32	45.2	35.2	37.9	52.0	49.8	59.2	110.2	168.2	31.4	31.9	16.9	8.4
全国平均	7,037	6,818	45.3	35.3	38.9	49.6	57.2	60.7	126.3	171.9	33.3	31.7	8.3	9.7

（注1）部門数は「今日の私学財政」で集計した学校法人が設置する幼稚園数である。また、部門数の全国平均部分は合計数である。

（注2）平成26年度の事業活動収支差額は帰属収支差額を掲載している。

（参考）学生生徒等納付金比率：学生生徒等納付金／経常収入（帰属収入）

補助金比率：補助金／事業活動収入（帰属収入）

人件費比率：人件費／経常収入（帰属収入）

※ 〈 〉 内は平成26年度の勘定科目名を記載している。

人件費依存率：人件費／学生生徒等納付金

教育研究（管理）経費比率：（教育研究経費＋管理経費）／経常収入（帰属収入）

事業活動収支差額比率：基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額）／事業活動収入（帰属収入）

令和2(2020)年度 私立大学・短期大学等入学志願動向

はじめに

私学事業団では、「令和2年度学校法人基礎調査」を基に、私立大学及び短期大学の入学志願動向を集計し、『令和2(2020)年度私立大学・短期大学等入学志願動向』にまとめました。

お忙しい中「学校法人基礎調査」にご協力いただいた学校法人の皆様には、厚く御礼を申し上げます。報告書は、10月上旬に各学校法人に送付しています。

ここでは、元年度と2年度の入学定員・志願者数・入学定員充足率などの概況、学校所在地の地域別の動向、最近10年の入学定員充足状況について説明します。なお、本集計では、通信教育と学生募集を停止した学校・学部・学科・研究科は除いています。

詳しくは私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内〕経営支援・情報提供▼私立大学・短期大学等入学志願動向〕をご覧ください。

大学の概況(表1)

令和2年度の集計学校数は593校で、前年度より6校増加しました。入学定員は3947人増加し、志願者数は5万6236人、受験者数は7万985人減少しました。また、入学者

表1 大学の概況

区 分	元年度	2年度	増 減
集計学校数(校)	587	593	6
入学定員(人)	487,065	491,012	3,947 (0.8%)
志 願 者(人)	4,424,451	4,368,215	△56,236 (△1.3%)
受 験 者(人)	4,245,788	4,174,803	△70,985 (△1.7%)
合 格 者(人)	1,250,195	1,348,219	98,024 (7.8%)
入 学 者(人)	500,085	503,830	3,745 (0.7%)
志 願 倍 率(倍)	9.08	8.90	△0.18ポイント
合 格 率(%)	29.45	32.29	2.84ポイント
歩 留 率(%)	40.00	37.37	△2.63ポイント
入学定員充足率(%)	102.67	102.61	△0.06ポイント

注) 志願倍率(志願者÷入学定員)、合格率(合格者÷受験者)
歩留率(入学者÷合格者)、入学定員充足率(入学者÷入学定員)

数は3745人の増加となり、前年度から連続して50万人を超えました。入学定員より入学者数の増加幅が小さかった結果、入学定員充足率は0.06ポイント下降し、102.61%となりました。

地域別の動向(表2)

三大都市圏の入学定員充足率が、前年度より0.17ポイント下降して102.34%となったのに対し、その他の地域では0.31ポイント上昇して103.51%となり、前年度に引き続き、その他の地域の充足率が三大都市

表2 地域別の動向(大学)

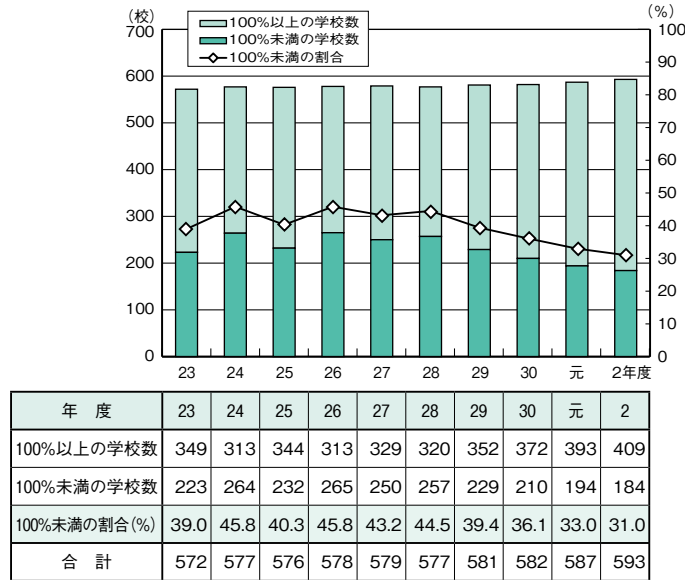
区 分	集計学校数		志願倍率		入学定員充足率	
	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度
北海道	24	24	3.33	3.87	100.81	106.05
東北(宮城を除く)	22	22	2.51	2.60	93.09	95.70
宮 城	11	11	3.87	3.91	105.46	104.51
関東(埼玉・千葉・東京・神奈川を除く)	24	24	4.72	4.90	109.10	109.21
埼 玉※	26	26	6.13	6.42	108.01	107.63
千 葉※	25	25	9.57	10.69	107.49	105.74
東 京※	115	118	11.08	10.45	101.91	101.16
神奈川※	24	25	7.38	7.66	101.48	103.12
甲信越	21	22	2.70	2.92	102.34	103.13
北 陸	12	12	5.25	5.99	105.94	106.93
東 海(愛知を除く)	21	21	4.82	5.59	106.59	105.69
愛 知※	43	44	9.62	9.63	103.53	103.61
近畿(京都・大阪・兵庫を除く)	13	14	6.44	6.21	108.20	105.70
京 都※	26	26	11.34	11.38	99.24	98.86
大 阪※	50	50	12.86	12.01	103.61	105.60
兵 庫※	31	30	7.90	7.46	102.30	101.72
中 国(広島を除く)	21	22	3.30	3.61	98.02	97.25
広 島	15	14	4.52	4.86	98.80	100.29
四 国	8	9	2.53	2.37	91.44	91.37
九 州(福岡を除く)	28	28	2.92	3.10	103.76	101.91
福 岡	27	26	7.07	7.71	106.31	106.10
合 計	587	593	9.08	8.90	102.67	102.61
三大都市圏(※の地域)	340	344	10.48	10.13	102.51	102.34
その他の地域	247	249	4.42	4.76	103.20	103.51

圏の充足率を上回りました。

入学定員充足状況(図表1)

最近10年の状況を見ると、平成23年度の入学定員充足率100%未満の学校は223校で、全体の39.0%でした。その後、100%未満の学校数は緩やかに増減を繰り返してきたものの、平成28年度からの定員管理の厳格化等により、減少しました。この結果、2年度は前年度より10校減少の184校となりました。また、全体に占める割合も2.0ポイント改善し、31.0%となっています。

図表1 最近10年の入学定員充足状況(大学)



●短期大学の概況（表4）
令和2年度の集計学校数は291校で、前年度より6校減少しました。入学定員は2135人、志願者数は2567人、受験者数は2590人減少しました。また、入学者数は1804人の減少となりました。入学定員よりも入学者数の減少幅が小さかった結果、入学定員充足率は0・10ポイント上昇し、87・24%となりました。

表3 大学院の概況

区 分	修士課程及び博士前期課程専門職学位課程	うち法科大学院	うち専門職大学院（法科大学院を除く）	博士課程及び博士後期課程
集計学校数(校)	459	18	38	321
入学定員(人)	42,291	1,182	4,125	8,525
志 願 者(人)	59,581	4,708	7,011	5,396
受 験 者(人)	56,482	4,370	6,796	5,282
合 格 者(人)	36,324	2,023	4,706	4,487
入 学 者(人)	31,365	763	4,228	4,285
志 願 倍 率(倍)	1.41	3.98	1.70	0.63
合 格 率(%)	64.31	46.29	69.25	84.95
歩 留 率(%)	86.35	37.72	89.84	95.50
入学定員充足率(%)	74.16	64.55	102.50	50.26

注) 志願倍率(志願者÷入学定員)、合格率(合格者÷受験者)
歩留率(入学者÷合格者)、入学定員充足率(入学者÷入学定員)

●大学院の概況（表3）
大学院の概況は、表3のとおりです。

表4 短期大学の概況

区 分	元年度	2年度	増 減
集計学校数(校)	297	291	△6
入学定員(人)	55,892	53,757	△2,135 (△3.8%)
志 願 者(人)	72,583	70,016	△2,567 (△3.5%)
受 験 者(人)	70,384	67,794	△2,590 (△3.7%)
合 格 者(人)	59,527	57,869	△1,658 (△2.8%)
入 学 者(人)	48,704	46,900	△1,804 (△3.7%)
志 願 倍 率(倍)	1.30	1.30	0.00ポイント
合 格 率(%)	84.57	85.36	0.79ポイント
歩 留 率(%)	81.82	81.05	△0.77ポイント
入学定員充足率(%)	87.14	87.24	0.10ポイント

注) 志願倍率(志願者÷入学定員)、合格率(合格者÷受験者)
歩留率(入学者÷合格者)、入学定員充足率(入学者÷入学定員)

○地域別の動向（表5）
三大都市圏の入学定員充足率が、前年度より0・44ポイント上昇して90・30%、その他の地域では0・19ポイント下降して84・47%となっています。
○入学定員充足状況（図表2）
最近10年の状況を見ると、平成23年度の入学定員充足率100%未満の学校は225校で、全体の66・6%でした。その後、100%未満の学校数は増減を繰り返して、2年度は前年度より13校減少し、215校となりました。また、全体に占める割合も2・9ポイント改善し、73・9%となっています。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
☎ 03(3230)7852～7854
Eメール center@shigaku.go.jp

図表2 最近10年の入学定員充足状況（短期大学）

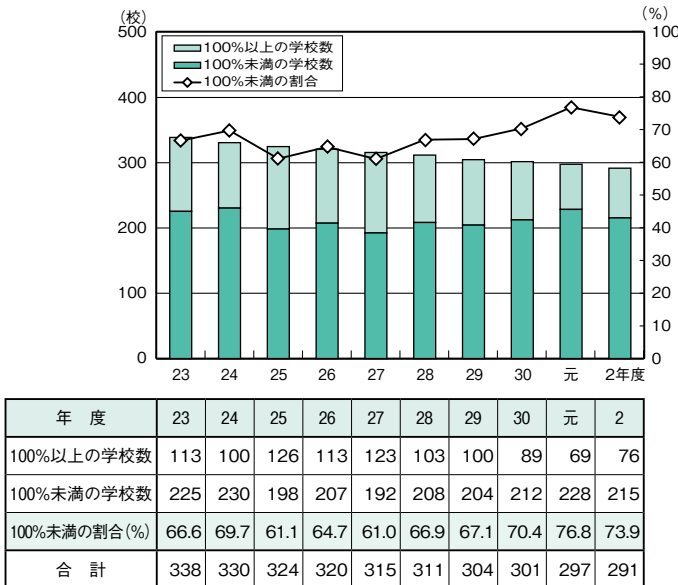


表5 地域別の動向（短期大学）

区 分	集計学校数		志願倍率		入学定員充足率	
	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度
北海道	15	15	1.30	1.27	83.45	85.63
東北（宮城を除く）	17	17	0.89	0.80	79.84	72.25
宮 城	5	5	1.44	1.38	97.91	95.67
関東（埼玉、千葉、東京、神奈川を除く）	16	16	1.09	1.05	85.32	83.37
埼 玉※	12	12	1.07	1.03	87.63	83.71
千 葉※	8	8	1.05	1.07	89.94	91.07
東 京※	35	35	1.58	1.58	92.30	93.02
神奈川※	13	11	1.22	1.17	93.86	91.46
甲信越	15	15	1.07	1.08	86.38	87.75
北 陸	7	7	1.39	1.42	96.06	94.32
東 海（愛知を除く）	17	16	1.03	1.18	83.55	86.35
愛 知※	18	18	1.57	1.46	85.68	83.57
近畿（京都、大阪、兵庫を除く）	7	7	1.25	1.31	85.57	86.48
京 都※	9	9	1.66	1.70	98.63	96.86
大 阪※	24	22	1.45	1.45	87.35	92.73
兵 庫※	15	15	2.12	2.24	87.84	88.22
中 国（広島を除く）	13	13	1.04	1.06	76.76	78.67
広 島	5	4	1.09	1.17	85.39	92.28
四 国	10	10	1.03	1.05	82.55	82.85
九 州（福岡を除く）	18	18	1.03	1.03	85.88	83.12
福 岡	18	18	1.11	1.16	82.61	84.13
合 計	297	291	1.30	1.30	87.14	87.24
三大都市圏（※の地域）	134	130	1.50	1.50	89.86	90.30
その他の地域	163	161	1.11	1.13	84.66	84.47

魅力あふれる学校づくりを目指して

連載 ⑥

「国際×こども×食」で魅力づくり

学校法人明泉学園 フェリシアこども短期大学 副学長 百瀬 志麻

フェリシアこども短期大学（旧鶴川

女子短期大学）は、1968年に先代理事長の百瀬泰男先生が東京都町田市に創立し、現理事長・学長の百瀬和男先生のもとで幼児教育単科の女子短期大学として半世紀以上、地域に根差した保育者を輩出してきました。

●新しい教育を具現化する新校舎

この度、私学事業団からの融資を受け、新しい校舎を建設することができました。温かみのある木を多用した建物で、表紙写真からお分りになる方もいらつしやるかもしれませんが、設計はある有名な建築家にお願ひしました。

東京都とは思えない緑の広大な敷地に建て替える校舎として、豊かな自然環境にマッチした、そして、保育園・幼稚園のように「感性豊かに」、「遊びの中で学ぶ」校舎という常務理事・百瀬義貴のコンセプトに建築家が共感され、素晴らしいチームのもとで設計・建築が進みました。校舎内には大きな木製すべり台があります。

そして敷地には高低差のある芝生広場や築山（つきやま）もあり、たくさんの子どもたち（Ⅱ学生にとつての最高の先生）に遊びに来て欲しいと考え

ながら設計しました。

●保育分野にも国際化を

国際こども教育学科は2017年度からスタートしておりましたが、新校舎のタイミングに合わせて、校名も「幸せな、恵まれた」という花言葉をもつ「フェリシア」に、「こども」を組み合わせた名称に変更しました。

小さな短期大学ではありますが、これからはグローバルに活躍する保育者を養成していくことを目標として、保育者養成の中でも新たな教育的な魅力づくりに今後も励んでいきます。

学科の中は二つのコースに分かれ、「こども教育コース」は2年間で幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を最短で取得します。一方、「国際こども教育コース」は2年間の学科プラス3年目の専攻科（1年間）で、日本の二つの資格に加えてカナダのアシスタント保育士資格の取得を目指す3年設計になっています。

1・2年目では、保育の勉強に加えて、英語力アップも重要になりますので、1か月間のニュージーランドでの海外フィールドワークを行います（希望者）。4週間のホームステイの中で、

午前中は大学の語学レッスン、午後はアクティビティで現地の保育施設見学などに出かけます。引率教員は冒頭の1週間のみの滞在で、復路は学生だけで帰国します。誰かに頼らず旅をして、税関を通る経験や時刻表を見たり、搭乗予定便の変更などのアナウンスがなければ周囲の英語に耳を傾けるなど、生き抜く力を養うことも教育として大切であると考えます。

保育現場でも多国籍の園児が増えており、多様な背景を持つ園児とその家庭を支援することが求められてきています。しかし、残念なことに、生涯日本を出ないで過ごすと考えている若者も多く感じます。日本を出なくて、多様な文化に触れる経験はできないはないと思いますが、日本の外に出て「あたりまえ」が「あたりまえではない」という経験を経験すること、保育や教育の考え方がその国の文化に根差したものであること、正解は一つではないこと、そのような自分とは大きく違う他者を目の前にすることでしか理解できない深い学びというものがあることを考えると、一人でも多くの学生に海外フィールドワークで体験をしてもらいたいと願います。

経済的には余裕がないけれども、なんとか海外フィールドワークに参加したいという学生のために、研修費用の低減を目指し、教職員は大変ではありますが、代理店は通さずに、海外の大

学やカレッジと直接取引をしてデイスカウントしてもらっています。

また、学生は自分で入国手続きをインターネットで行い、できるだけ旅行代理店に託さず、渡航手続きを自分ですることも研修の事前指導に含んでいます。これにはコスト削減だけではなく、学生が将来自分でふらっと海外に行きたいときに行けるという自信をつけてもらいたいという狙いもあります。

実際に、専攻科国際こども教育専攻を修了した学生が、その後カナダに渡り、現在は現地の保育園で働いています。この学生は一度も日本を出たこともなく、英語もほとんどできませんでしたが、「やつてみたい」という気持ちがあれば英語力を問わない入試ですので、このような驚くほど変化する学生が生まれていると感じています。高校生までの英語は教科として見れば点数化され得意・不得意を自他ともに評価しますが、言語として考えられると、生きるための手段として必要性が出てくれば身につくものです。入試では多面的な評価が求められています。評価されれば評価されるほど、委縮してしまうのが受験生ではないでしょうか。そのため、本学の国際こども教育コースは試験内容に英語はありません。「愛の教育」を建学の精神の柱に掲げる本学では、創立以来面接重視の入試を行ってきました。

その精神は変わらずに、今は必要と

される保育者養成へと変革していく過渡期にあります。「国際」と学科名につけるほどの国際的な活動はまだ十分ではありませんが、逆に看板を掲げることでそれにふさわしい教育内容を教職員全体で、学生とともに目指していこうとする大義名分が生まれます。そして卒業生の姿を見て、教育内容が誰しも理解しやすいものになります。学生とともに多分野の国際化を探求していきたいと思っています。

●大学生の食育

実は、人生の中で最も食生活が乱れやすいのは大学生から社会人ではないでしょうか。旧校舎ではお昼の時間には、カップラーメンやコンビニのパン一つで昼食を済ませる学生の姿が散見され、教職員の中でも、「保育で食育の大切さを伝えていくべき養成校の学生の昼食がこのようなものというのはいかがなものか。」という声が常にありました。しかし、教職員から伝えても（おそらく家族から伝えても）なかなか学生が自分の食事に野菜や肉・魚をプラスする支出をしてくれることは難しく、自分の中より外にお金をかけなくなる年代ということは自分の経験からもよくわかります。

そこで、新校舎の設計構想の時に、厨房とカフェテリアスペースを入れることを検討しました。学生からも学食の新設は最も強い要望でした。

しかし、大きな課題は本学の規模の

小ささです。当時は入学定員1500名（現在130名）で年度により定員割れもありましたので、教職員合わせても300名が食べるかどうかです。その規模では、学食を運営してくれる委託業者はありません。学生がその日のメニューを選んで自分でお金を払って食べる大学の学食という発想のままであれば、過去に学食を廃止した経験のある旧校舎の時代からそうでしたが、永遠に学食を作ることはできませんでした。そこで、「学食ではなく給食であれば、本学の規模でも実現できるのでは」という発想の転換をしました。

日本の大学・短期大学の中で「全員給食」があるのは大変珍しいことだと思います。

そして昨年の後学期から実際に新校舎に学生が入り、ランチの提供が始まりました。1日1メニューのまさに給



栄養満点！日替わりランチ（無料）

食です。

●コロナで見えてきたこと

新型コロナウイルスの影響により、教育方法だけでなく、教職員の働き方まで大きく変わりました。会議はオンラインになり、何年も言われていたペーパーレスが一気に進んだことにより、事務室の設備なども必要最小限の印刷機だけに減らせました。学生や保護者との連絡においても、ほとんどの紙・郵送をゼロにできるのではないかと検討が進んでいます。

本学のような小さな学校では教職員も限られていますので、一人が何役もこなしています。だからこそ、「例年通り」のやり方をしていけると何年たっても事務の効率化ができません。今回のピンチを大きなチャンスとして捉え、感染拡大が落ち着いたとしても「コロナ以前」に戻らず、最大限の効率化を進めていきたいと考えています。そこから生まれた時間的な余裕は、教職員の働きやすさにつながり、何より学生と向き合う時間として教育の質を高めることに生かすことができます。

4月からの授業のオンライン化で見えてきたのは、通信課程ではない学生が教育に求めているものは、授業内容（コンテンツ）そのものよりも、本質的な人と人のつながりの中での自身の成長であると感じました。

そこで、9月からの後期授業はオンライン授業1に対して、対面授業は4

とし、週4日は登校することを基本方針としました。もちろん食育ランチも原則として提供します。ただし、感染拡大防止対策が学生の主体性のもとに徹底できている限りとしています。安全が脅かされていると判断すれば即座にオンライン授業に全面切り替えをします。これは学生にも伝えており、学生は「主体者」として感染防止のための適切な行動ができるかを試され、私たち教職員もコロナによりさまざまなことが急速に進み、常に状況に合わせて前向きに思考・試行し続けることが求められています。



木の温もりあふれる食堂と大階段

◆◆◆寄稿者紹介◆◆◆

百瀬 志麻（ももせ しま）

民間企業のマーケティング職を経て入職。平成26年より副学長。

「若手・女性研究者奨励金」受賞者の声

私学事業団は、私立大学の教育研究の未来を担う人財の育成を目的とした「若手・女性研究者奨励金」を配付しています。本号では、今年度「食食をアレルギー対応に關する保育者の思い」と課題——子どもも保育者も安心で楽しい給食を目指して——で「女性研究者奨励金」を受賞した、愛知文教女子短期大学幼児教育学科講師の田村佳世先生の声を紹介いたします。

——研究者になろうとしたきっかけについて教えてください。

私は、10年ほど保育士として保育所に勤めていました。保育士になることは子どもの頃からの夢で、四季を感じながら、子どもたちと一緒にたくさんのかたちを経験する保育は本当に毎日新鮮で、やりがいのある仕事でした。

しかし、ある日身近で子どもの命に関わる事故が起きました。「なぜ」という思いでいっぱいでした。そして二度と同じような事故を起こしてはならない、悲しい思いを子どもも保護者も保育者もしてはならないと強く思いました。

そこで、保育にはやはり笑顔が一番似合う、この笑顔を守らなければなら



田村佳世講師……保育士として10年務めた後、大学院にて保育の安全管理・危機管理をテーマに研究をする。現在は実習、保育内容指導の科目で保育者養成に尽力する傍ら、保育者向けの危機管理研修の講師を務める。

ないと思い、保育の安全管理・危機管理に関する研究を始めました。

——本奨励金の受賞対象となった研究が保育の現場にどのような影響を与え、どのような効果が期待できるのかをお聞かせください。

食物アレルギー対応は、現在ほとんどの園、クラスで必要とされている配慮です。アドレナリン自己注射薬エピペンを処方される子どもも多くいます。そのため「保育士等キャリアアップ研修」など、食物アレルギーに関する研修も多く実施されています。私も保育士時代にはそのような研修に参加し、現在は講師を務めることもあります。多くはどのように事故を起こさないようにするかという方法についての研修でした。例えば、食事のトレーの色を変える、ダブルチェックを行う、ガイドライン、マニュアルを作成するなどです。もちろんそれも重要で、基本的なことではありますが、現状課題として、誤配、誤食事故はなくなっています。本来はみんなで食事を楽しむ時間が、保育者も子どもも「大丈夫だろうか」と心配しながらの食事

となっています。

そのため、この研究によって食物アレルギー対応を行っている保育者一人ひとりが感じている不安や困難などの「思い」に着目することによって、手順や方法だけではない誤配、誤食につながる原因を探りたいと考えています。

その結果、大変なことは大変と言えて、困っていたのは自分だけではないのだという思いを共有する場を作り、事故防止に関する新たな見解を見つけ出す一歩につながることを期待していただきます。

——「女性研究者奨励金」は、多様な人財の育成を図る観点から、年齢制限を設けず女性研究者が幅広く応募できるようにし、女性研究者のさらなる活躍の推進を図ることを目的として、おります。女性研究者の代表として、研究者としての将来の夢をお聞かせください。

私はもともと研究者になろうとして保育に関わってきたのではなかったの
で、研究を始めるには早くはない年齢
でした。そのため、研究をとおしてこ
れまでお世話になった保育の現場に恩
返しをできたらという思いは人一倍あ
りました。家族や仕事など、研究以
外にも時間、労力を使うことも多く、
くじけそうになることも多々あります。

しかし、女性としての多様な経験
人とのつながり、人を思いやる気持ち
など、どれも研究を行うためには欠か
せない要素だと思っています。

女性研究者の一人として今後も自身の経験を生かし、これまでの人とのつながりに感謝しながら、熱い思いをもつて生涯にわたり研究に邁進してまいります。

——本奨励金にご支援くださった寄付企業、寄付者の皆様へ、メッセージをお願いいたします。

今回、採択の連絡をいただいた時期はちょうど新型コロナウイルスの影響で社会が混乱し始め、教育現場でも研究ができる状態ではありませんでした。そのため一時は研究の縮小や中止も考えましたが、奨励金の決定の連絡をいただき、自分が消極的になっていた気持ち打ち消してくれました。今思えばそこであきらめなくて本当によかったと、そのタイミングとい感謝しかありません。

また、保育はこのような状況でも休園することなく続けられており、食物アレルギー対応もなくなるわけではなく、感染予防という責任がさらに重くなったと思えば、ここでやめてはいけないうと背中を押してもらった気がします。この研究には多くの人の支えと期待が込められているということを深く心に刻み、真摯にそして肅々と努めて参りたいと思います。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 寄付金課

03(3230)7319.7320

Eメール
kifukin@shigaku.go.jp

ジェネリック(後発)医薬品差額通知書を 12月中旬に送付します

対象者への配付をお願いします

業務部 短期給付課

患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するため、ジェネリック(後発)医薬品の使用促進を目的として「ジェネリック医薬品差額通知書」(以下「差額通知」といいます)を学校法人等宛てに12月中旬に送付します。通知対象となる加入者等へ配付をお願いします。

先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えることで、医療機関や調剤薬局の窓口で支払う加入者等の自己負担額及び私学事業団が負担する医療費が軽減されます。これまで差額通知の実施により、使用率・医療費削減額において大きな効果がありました。ジェネリック医薬品の使用促進のため、ご協力をお願いします。

令和2年4月～8月の間に先発医薬品を処方され服用している加入者及びその被扶養者(※)のうち、ジェネリック医薬品に変更した場合に、自己負担額の軽減が一定額以上見込まれる人に対し、どのくらい薬代が軽減できるかをお知らせします。

実施内容

令和2年4月～8月の間に先発医薬品を処方され服用している加入者及びその被扶養者(※)のうち、ジェネリック医薬品に変更した場合に、自己負担額の軽減が一定額以上見込まれる人に対し、どのくらい薬代が軽減できるかをお知らせします。

※任意継続加入者及びその被扶養者は除きます。

●次の人は通知の対象となりません

- ・がんや精神疾患等の疾病、風邪などの短期的な処方使用される薬を服用している
- ・ジェネリック医薬品が存在しない薬を服用している
- ・すでにジェネリック医薬品を処方されている

送付方法・送付先

加入者及び被扶養者ごとに個別封筒で、親展扱いとして所属する学校法人等へ送付します。

個別封筒には、差額通知とリーフレットを封入しています。

●お願い

- ・学校法人等から加入者へ個別封筒を渡してください。
- ・被扶養者分の個別封筒も学校法人等から加入者に渡してください。

なお、個別封筒は親展扱いとなっておりますので、開封せずに必ず被扶養者(小さな子どもは除きます)に渡すよう、加入者に周知してください。

送付の時期

2年12月中旬

ジェネリック医薬品の使用率と差額通知の効果(医療費削減額)

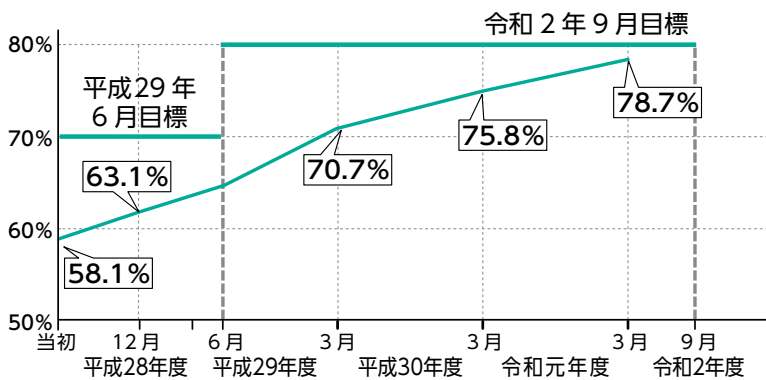
差額通知開始後の本事業団におけるジェネリック医薬品の使用率(図参照)は平成27年度実施時の58・1%から元年度末には78・7%と順調に増加しています。また、その効果として本事業団が負担する医療費は、平成31年1月(令和2年3月診療分の累計で約5億9184万円の削減となりました。国の目標である「2年9月までに

ジェネリック医薬品お願いカード

ジェネリック医薬品の使用率80%の達成については、後日私学共済ホームページに掲載します。引き続きご協力をお願いします。

ジェネリック医薬品に変更する意思表示に役立つ「ジェネリック医薬品お願いカード」は、私学共済ホームページ(「ご存知ですか?ジェネリック医薬品」からダウンロードできます。ぜひ利用してください。

図 私学事業団におけるジェネリック医薬品の使用率の推移



※使用率は、院外処方(調剤レセプト)からジェネリック医薬品のある医薬品のみを対象に算出しており、院内処方による医薬品を除きます。
※薬価基準告知上の規格単位ごとに数えた数量で計算しています。

$$\text{使用率} = \frac{\text{「後発医薬品」}}{\text{「後発品への変更可能な先発医薬品」} + \text{「後発医薬品」}}$$

ジェネリック医薬品お願いカード



表面

裏面

無効の加入者証等の
回収と返納のお願い

業務部 資格課

加入者が資格喪失したときや、被扶養者の取り消しをしたときは、無効となった加入者証や加入者被扶養者証等を必ず返還してください。任意継続加入者となる時も、任意継続加入者用の加入者証・加入者被扶養者証等を新たに交付するため、在職中に使用していた加入者証等を回収のうえ返納してください。

返納された加入者証等は、機械で読み取り作業をします。切断したり、テープで用紙へ貼り付けたりしないでください。返納の際、提出済みの報告書等の写しや返納理由書の添付は不要です。

報酬月額報告の際には
ご注意ください

業務部 資格課

学校法人等より報告される報酬月額は、標準報酬月額を決定する基となっており、掛金等や年金、休業給付などの給付金の算定の基礎となります。

報告すべき報酬月額には、基本給だけでなく、勤務の対償として学校法人等より加入者へ支払われる通勤手当や超過勤務手当等の諸手当も含まれますのでご注意ください。

高齢受給者にかかる

高額療養費（外来年間合算）

業務部 短期給付課

高齢受給者にかかる高額療養費（外来年間合算）の一斉計算を次のとおり実施します。

●一斉計算の対象となる人

次のいずれにも該当する人が対象となります。

- ・高齢受給者（70～74歳）のうち、令和2年7月31日時点で、所得区分が「一般所得者」及び「低所得者」である加入者及び被扶養者
- ・計算期間である元年8月1日～2年7月31日まで引き続いて私学共済制度の加入者又は被扶養者

●手続き及び支給方法

計算は、私学事業団で自動的に行いますので、請求手続きは必要ありません。計算の結果、「高額療養費（外来年間合算）」の支給対象となる人には、11月下旬（予定）に、学校法人等を通じて（任意継続加入者は直接）通知及び支給します。

●注意事項

2年7月31日時点で現役並み所得者である加入者又は被扶養者や、計算期間中に私学共済制度以外の健康保険に加入している期間がある人は一斉計算

の対象となりません。

※詳しくは、私学共済ホームページ〔短期給付（健康保険）〕病気やケガをした▼医療費負担の軽減▼高額療養費〕をご覧ください。

限度額適用認定証の
更新（継続）の手続き

業務部 短期給付課

限度額適用認定証の交付を受けている人が、有効期限到来後も引き続き限度額適用認定証を必要とする場合は、次の更新（継続）手続きをしてください。

●更新（継続）手続き

「限度額適用認定申請書DL」にある「継続」の文字を○で囲み、所定事項を記入・押印のうえ、有効期限が到来する2週間前を目途に、学校法人等を通して（任意継続加入者は直接）、私学事業団に提出してください。

●令和2年12月31日に有効期限が到来する人の事前更新（継続）手続き

2年12月31日に有効期限が到来する人は、限度額適用認定証を年内に交付できるよう、例外的に11月9日から事前受付を行います。「限度額適用認定申請書DL」の右上余白に朱書きで「事前継続」と明記してください。

事務担当者

連絡会・研修会等の中止

広報相談センター 相談班

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、次の連絡会・研修会及び説明会は中止となりますのでお知らせします。

●中止となる連絡会・研修会等

【共済事業本部主催】

- ・令和2年度 第2回 事務担当者連絡会（3年2月開催予定）
- ・私学共済ホームページ〔事務担当者用ページ〕に事務担当者連絡会テキストを掲載する予定です。
- ・令和2年度 第2回 事務担当者研修会（3年1月開催予定）

【共済業務課主催】

- ・令和2年度 後期 地域事務担当者向け説明会
- ・令和2年度 後期 加入者向け説明会

・令和2年度 後期 年金説明会（注）

注 年金説明会（個別型）については、新型コロナウイルス感染症の対策を実施のうえ、開催を予定している共済業務課があります。各共済業務課発行のブロック広報誌を確認してください。

※最新の情報は、私学共済ホームページ〔新型コロナウイルス感染症関連情報〕をご覧ください。

私学共済ホームページをご活用ください

広報相談センター 広報班

契約施設検索

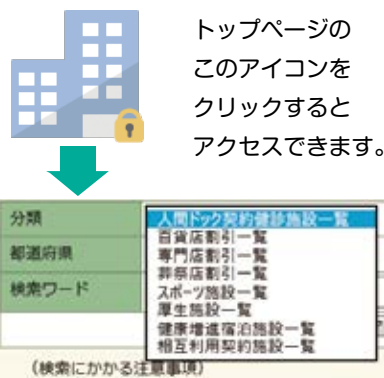
加入者や被扶養者が利用する際に料金の割引や補助を受けることができます。契約施設を掲載しています。

「契約施設検索」の掲載内容

契約施設等について、都道府県や用途（人間ドック契約健診施設、厚生施設、健康増進宿泊施設等）に応じた絞り込み検索ができます。契約施設の内容は随時更新しますので、最新の情報を確認することができます。

掲載場所

私学共済ホームページ（加入者用ページ）▼福祉事業のご案内▼契約施設検索



※ログイン時のユーザー名とパスワードは「私学共済ブック2020・2021」〔保健・宿泊編〕等をご確認ください。

掛金関係

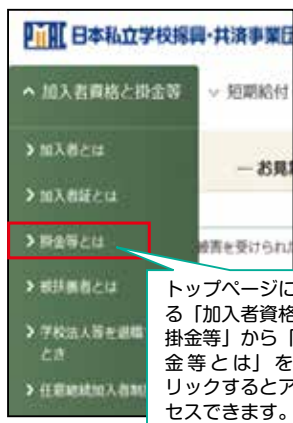
私学共済ホームページでは、掛金に関するページへのアクセス数が多くなっていますので、掲載内容等をご紹介します。

「掛金等とは」の掲載内容

- ・掛金等のしくみ
- ・加入者種別と掛金等率
- ・標準報酬月額と標準賞与
- ・延滞金
- ・掛金等早見表

掲載場所

私学共済ホームページ（加入者資格と掛金等）▼掛金等とは



トップページにある「加入者資格と掛金等」をクリックするとアクセスできます。

この他役立つ情報を掲載していますのでぜひアクセスしてください。

トップページURL・二重コード
https://www.shingakukyosai.jp/



共済業務

ガーデンパレスの年末年始期間の宿泊料金

詳しくはホームページをご覧ください。電話で各ガーデンパレスにお問い合わせください。

ガーデンパレス名	12月27日～1月3日の宿泊料金	備 考
札幌ガーデンパレス ☎011(261)5311	通常料金	●四川飯店は、12月29日～31日休業（1月1日17:00から通常営業）
仙台ガーデンパレス ☎022(299)6211	通常料金	●12月30日～1月3日の夕食は予約制
東京ガーデンパレス ☎03(3813)6211	通常料金 年末年始プラン（1泊朝食付） 取扱期間：12月31日～1月1日 1名様 12,000円～	●洋食レストランは、12月31日～1月3日、年末年始特別メニュー ●和食堂は、1月1日～7日、正月特別メニュー
名古屋ガーデンパレス ☎052(957)1022	通常料金 年末年始プラン（1泊2食） 取扱期間：12月30日～1月3日 シングル・ツインとも 1名様 14,000円～	●和食堂は、12月30日～1月3日限定メニュー（一部休業あり） ●洋食レストランは、12月30日～1月3日、21:30までの営業（カラオケ・バーは一部休業日あり。詳しくはお問い合わせください） ●コーヒールoungeは、12月26日～1月3日休業
京都ガーデンパレス ☎075(411)0111	通常料金 年末年始プラン（1泊2食） 取扱期間：12月31日～1月3日 シングル 19,700円～ ツイン 37,600円～	●和食堂は、12月31日（夕食）休業、12月31日～1月3日限定メニュー（一部休業あり） ●洋食レストランは、12月31日昼～1月4日朝、年末年始特別メニュー ※京都市宿泊税として1名1泊につき2万円未満で200円・2万円以上で500円が別途必要になります。
大阪ガーデンパレス ☎06(6396)6211	通常料金 年末年始プラン（1泊2食） 取扱期間：12月31日～1月3日 1名様 14,600円～	●洋食レストランは、1月1日～3日朝、正月特別メニュー ●和食堂は、12月31日～1月3日、年末年始特別メニュー
広島ガーデンパレス ☎082(262)1122	通常料金	●レストラン「暫」は通常営業
福岡ガーデンパレス ☎092(713)1112	通常料金	●通常営業 ※福岡市宿泊税として1名1泊につき2万円未満で200円・2万円以上で500円が別途必要になります。

※一部Go Toトラベルに対応しています。

※札幌・仙台・名古屋・京都・広島の各ガーデンパレスでは、数量限定でおせち料理の販売を行っています。

被扶養者の収入限度額

収入の内訳	60歳未満	60歳以上
給与収入だけの人	130万円未満	130万円未満
給与収入以外（年金収入を除きます）の所得のある人	130万円未満	130万円未満
障害年金（公的年金）を受給している人	180万円未満	180万円未満
老齢・退職・遺族年金等（公的年金）を受給している人	130万円未満	180万円未満

父母を認定する場合の収入限度額の合計額の例

いずれの事例も、加入者の年収見込み額が父母の収入合計額を上回っていると仮定します。

事例A	所得の種類	収入	収入限度額
父 62歳	公的年金等	170万円	< 180万円
母 61歳	パート収入（年金なし）	80万円	< 130万円
父母の世帯収入		250万円	< 310万円

⇒父母のそれぞれの収入額、父母の世帯収入のいずれも、収入限度額（合計額）未満なので、**父母ともに被扶養者として認定できます。**

事例B	所得の種類	収入	収入限度額
父 68歳	公的年金等	190万円	> 180万円
母 65歳	公的年金等	130万円	< 180万円
父母の世帯収入		320万円	< 360万円

⇒母は、収入が収入限度額未満で父母の世帯収入も収入限度額の合計額未満なので被扶養者として**認定できます**が、父は収入が収入限度額以上のため被扶養者として**認定できません**。

事例C	所得の種類	収入	収入限度額
父 70歳	公的年金等	250万円	> 180万円
母 68歳	公的年金等	120万円	< 180万円
父母の世帯収入		370万円	> 360万円

⇒母の収入は収入限度額未満ですが、父母の世帯収入（370万円）が父母の世帯収入限度額の合計額（360万円）より多いので、**父母ともに被扶養者として認定できません**。

Q2

私と同居している母親（58歳、国民健康保険加入）は、父が亡くなっているため遺族年金（100万円）を受給していますが、他に収入はありません。被扶養者として認定を受けるためにはどんな書類が必要になりますか？

A

母親の収入や健康保険の状況、主として加入者の収入により生計を維持していることが確認できれば、認定できます。母親が60歳未満の場合は収入限度額が130万円未満となり、年金以外の収入を証明する書類も必要です。

必要な添付書類は次のとおりです。

添付書類	内 容
①母親の戸籍謄本	母親の氏名・生年月日及び父親の死亡を確認します。
②加入者の戸籍抄本	続柄を確認します。
③母親の遺族年金に関する最新の改定通知書の写し	母親の遺族年金の年金額を確認します。
④母親の最新の非課税証明書	母親に年金以外の収入がないことを確認します。
⑤母親の国民健康保険証の写し	母親が加入している健康保険を確認します。
⑥母親を扶養する具体的な理由書（加入者の記名・押印が必要）	同居、別居の状況（別居のときは仕送りの状況）、他の扶養義務者の有無やその人の状況等、加入者が生計を維持している実態について確認します。 ※「加入者が扶養する理由書（配偶者・子以外を認定する場合の添付書類） DL 」を利用してください。

ポイント

母親が60歳以上で公的年金等を受給している場合は、収入限度額が180万円未満となります。また、配偶者が死亡している60歳以上の人は、遺族年金等とそれ以外の年金の受給状況についてそれぞれ確認します。

被扶養者認定申請事例（父母の認定）

業務部 資格課

被扶養者認定申請事例の2回目となる今回は、父母の認定について説明します。
被扶養者の基本的な事項は、「令和2年版 事務の手引」101頁第7章被扶養者を参照してください。

Q1 父親（65歳）が会社を退職しました。退職後は200万円の年金収入のみとなります。また、健康保険の任意継続はせず国民健康保険に入ります。父親は収入限度額（180万円）以上の収入があるので、被扶養者にはなれないと思いますが、これまで父親の被扶養者となっていた母親（60歳）を私（加入者）の被扶養者にできますか。母親は年金も他の収入もありません。なお、私の収入は600万円で、両親とは別居していますが、月に10万円の仕送りをしています。

A 父親の退職を事由として母親を被扶養者に認定することができます。ただし、父親は配偶者である母親を優先して扶養する立場にあるため、父親の収入や健康保険の状況を確認のうえ、主として加入者の収入により生計を維持していることが確認できる場合に限られます。

今回の事例は、以下の1) 2) 3) の確認により被扶養者として認定できます。



今回の事例	確認内容
1) 母親は60歳以上だが、現在年金を受けておらず他の収入もない。	60歳以上の場合の収入限度額は、公的年金収入がないときは130万円未満であり、母親の収入は限度額未満である（公的年金収入があるときの限度額は年収180万円未満。12頁被扶養者の収入限度額参照）。
2) 父親は退職後に健康保険の任意継続はしない（国民健康保険に加入する）。	父親は被用者健康保険に加入せず、国民健康保険の適用である。
3) 父母の世帯収入は200万円（父親200万円＋母親無収入）で、加入者の年収見込み額は600万円である。	父母の収入限度額の合計額は310万円（父親180万円＋母親130万円）なので、父母の世帯収入は限度額を下回っている。かつ、父母の世帯収入は、加入者の年収見込み額よりも少ない。

必要な添付書類は次のとおりです。

添付書類	内容
①加入者及び母親の戸籍謄本	続柄及び母親の氏名・生年月日、父親の状況を確認します。
②父親の雇用保険離職票の写し又は退職証明書	父親の退職年月日を確認します。
③父親の国民健康保険証の写し	父親が被用者健康保険に加入していないことを確認します。
④母親の最新の非課税証明書	母親に年金以外の収入がないことを確認します。
⑤母親が公的年金を受給していない理由を記載した口述書（母親の記名・押印が必要）	60歳以上の人を被扶養者認定する際は、年金の受給状況を確認します。母親が公的年金を受給していないこと及びその理由を確認します。
⑥父親の退職後の年金額が分かる最新の改定通知書の写し	父親の退職後の収入を確認します。
⑦母親を扶養する具体的な理由書（加入者の記名・押印が必要）	同居、別居の状況（別居のときは仕送りの状況）、他の扶養義務者の有無やその人の状況等、加入者が生計を維持している実態について確認します。 ※「加入者が扶養する理由書（配偶者・子以外を認定する場合の添付書類） DL 」を利用してください。

ポイント

扶養義務には優先順位があり、夫婦相互扶助義務の観点から、父親に被用者健康保険（任意継続を含みます）の適用がある場合は母親の収入が限度額未満であっても、加入者の被扶養者として認定できません。また、父母の世帯収入が父母それぞれに適用される収入限度額の合計額を上回っている場合や、加入者の収入より多い場合も被扶養者として認定できません。

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>助成業務 https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm共済業務 <https://www.shigakukyosai.jp/> (私学共済ホームページ)

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
確認できるものをお手元にご用意ください。

年内の手続き書類の受け付け・処理

年内の共済業務の書類等の受け付け及び処理は、次のとおりです。

下記の予定は、書類等に不備がなく処理された場合を前提としています。

また、年末の業務は12月28日(月)までです。手続きに際しては余裕をもって書類等を提出してください。

●資格関係

- 加入者証、加入者被扶養者証の交付や、資格関係の確認通知書は、12月15日(火)受付分までを12月25日(金)に発送する予定です。
- 資格取得や資格喪失による掛金等は、12月16日(水)受付分までを、12月分掛金等の調定(1月送付分)に反映する予定です。【業務部 資格課】

●短期給付関係

- 短期給付関係の請求は、11月24日(火)受付分までを目途に年内に送金する予定です。【業務部 短期給付課】

●貸付関係

- 年内最終送金(12月22日(火))の貸付け申し込みは、11月30日(月)締め切りです。【福祉部 貸付課】

子ども・子育て拠出金の納付対象基準額が決定しました

令和2年の定時決定による基準額は182万円(前年は181万円)となりました。

10月調定時に加入者保険料にかかる標準報酬月額合計が182万円以上となる学校法人等は、2年10月分～3年9月分までの間、掛金等と合わせて子ども・子育て拠出金を納付することになります。納付額については、「掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知書」で通知します。【業務部 掛金課】

積立共済年金・共済定期保険の後期加入申込期間

後期加入申込期間は、積立共済年金・共済定期保険ともに11月2日(月)～30日(月)までです。新規加入・加入内容の変更等をする場合は、加入申込期間内に申し込んでください。【福祉部 保健課】

被扶養者再審査・加入者証等検認の提出期限

被扶養者の再審査(西日本ブロックのみ)の回答書と、加入者証等の検認(東日本・西日本両ブロック)の結果報告書の提出期限は11月13日(金)必着です。

被扶養者再審査回答書が未提出の場合、生計維持関係がすでに失われているとみなして、職務権限により被扶養者を取り消しますので注意してください。

【業務部 資格課】

貸付けの申込締め切り日にご注意ください

12月2日(水)送金分は11月13日(金)が申込締め切り日です。締め切り日(毎月15日・月末)が土・日・休日のときは順次繰り上がりますので注意してください。

【福祉部 貸付課】

11月の共済業務スケジュール

2日(月)	掛金等 9月分納期限 積立共済年金・共済定期保険 後期加入申し込み開始 貸付 送金
6日(金)	貸付 10月分定期償還期限
10日(火)	貯金 払込期限(必着)
13日(金)	アイリスプラン 年金コース加入・変更申し込み締め切り 医療・日常事故コース変更届締め切り 貸付 12月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(金)	貯金 送金
24日(火)	貸付 送金
25日(水)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
30日(月)	掛金等 10月分納期限 掛金等 10月分掛金等口座振替 積立共済年金・共済定期保険 後期加入申し込み締め切り 貸付 11月分定期償還口座振替(自振校のみ) 貸付 12月22日送金申し込み締め切り

12月の共済業務スケジュール

2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 11月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限(必着)
11日(金)	アイリスプラン 医療・日常コース加入申込締め切り
15日(火)	貸付 1月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り

ホームページ休止及びメールサーバ停止のお知らせ

電気設備点検のため、私学事業団ホームページのうち「トップページ (<https://www.shigaku.go.jp/>)」、「私学振興事業本部(助成業務)ページ」、「学校法人向け情報システム(学校法人ポータルサイト、e-マネージャ等)」、「私立学校寄付金ポータルサイト」及び「大学ポートレート(私学版)」は、**令和2年11月27日(金)午後5時45分～30日(月)午前9時まで休止**します。

なお、停止期間中はメールサーバも停止しますので、本事業団宛てに送られたメールは受信できません。その場合、送信者にエラーメッセージが送信されないことがありますので、十分ご注意ください。

※「私学共済ホームページ」は通常どおり閲覧できます。

「月報私学」ホームページ掲載のご案内

私学事業団では、刊行物「月報私学」をホームページに掲載しています(PDF形式)。

毎月各学校等へ送付しておりますが、部数に限りがありますので、ぜひホームページもご活用ください。

■ 私学事業団ホームページ〔広報誌・刊行物一覧▶月報私学〕

■ 原則毎月1日更新



私学振興事業本部

〒102-8145

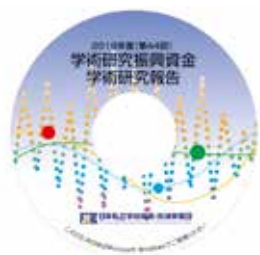
東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

「2019年度 学術研究振興資金 学術研究報告」を作成しました

令和元(2019)年度に配付した学術研究振興資金の研究課題について、その研究成果を取りまとめ、「2019年度学術研究振興資金 学術研究報告」(CD-ROM)を作成しました。

収録したデータは、私学事業団ホームページにも掲載しますが、CD-ROMの送付を希望される場合は、助成部寄付金課までお問い合わせください。



【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7319・7320

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

ださる方を募集しています。

大学のみならず専修学校や幼稚園の改革事例等も募集していますので、詳しくは私学事業団ホームページ〔広報誌・刊行物一覧▶月報私学▶特集記事募集〕をご覧ください。

また、過去に掲載した記事の一覧を、「連載記事のアーカイブ」として掲載していますので、そちらも参考にしてください。

皆様からの応募をお待ちしています。

◆ 過去の掲載記事 ◆

掲載号	掲載法人	タイトル
令和元年11月号(VOL.263)	追手門学院	日本の大学を変える新キャンパス・新教育で魅力創り
令和元年12月号(VOL.264)	大商学園	創立百三十周年、そして次のステージに向けて
令和2年2月号(VOL.266)	日本工業大学	教育課程改革への積極的取り組みで魅力創り
令和2年7月号(VOL.271)	沖縄大学	地域に根ざした取り組み～地域とともに沖縄の未来を創る～
令和2年10月号(VOL.274)	広島聖公会学園	キリスト教精神に基づく教育及び保育の歩み

「月報私学」特集記事

「魅力あふれる学校づくりを目指して」の募集

「月報私学」では、学校法人のさまざまな取り組みなどを特集記事「魅力あふれる学校づくりを目指して」で紹介しています。学校法人での改革事例等を投稿してく

【応募・問い合わせ先】

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

日本私立学校振興・共済事業団 企画室

☎03(3230)7809～7811

Eメール kikaku@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

各プランはGo Toトラベルの対象です
(令和3年1月31日又は支援額が終了するまで)。

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
名古屋カーテンパレス

〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13 ☎052(957)1022 (代表)
JR「名古屋」駅から地下鉄東山線「栄」駅下車④番出口徒歩5分、地下鉄桜通線「久屋大通」駅
④番出口又は「丸の内」駅⑤番出口から徒歩5分 <https://www.hotelgp-nagoya.com/>

年末年始宿泊プラン



令和3年1月1日～3日に「福招きイベント」を開催する予定です。
ぜんざいや甘酒を用意する他、福笑い・書初め・輪投げや射的などのご家族でお楽しみいただけるゲームも無料でご参加できます。

1泊2食(2名1室／1名様) 14,000円～

取扱期間：令和2年12月30日～3年1月3日
朝食は和洋バイキング(名古屋名物を日替わりでご用意)、夕食は年末年始の特別料理をご用意します。



和洋室

金 沢 兼 六 荘

〒920-0918 金沢市尾山町6-40 ☎076(232)1239
JR「金沢」駅兼六園口(東口)から北鉄バス「南町・尾山神社」下車、徒歩3分

冬会席プラン

天然ふぐ漁獲量全国1位の石川県ならではの能登ふぐをメインとしたプランです。また、金箔だんごと金箔茶のセットがご賞味いただけます。

1泊2食(2名1室／1名様) 13,000円

取扱期間：令和2年12月1日～3年2月28日(年末年始を除きます)

○他のプラン 1泊2食(2名1室／1名様)

加賀料理堪能プラン：13,000円(取扱期間：通年(年末年始を除きます))

ぶりしゃぶ会席プラン：13,500円(取扱期間：令和2年11月10日～3年3月20日(年末年始を除きます))

かに会席プラン：18,800円(取扱期間：ぶりしゃぶ会席プランと同期間)



冬会席プラン 夕食(イメージ)

融資事業のご案内

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

「教育環境充実資金」をご検討ください

私学事業団では、学校法人の経営の安定に寄与し、教育研究活動を円滑に実施していただくための資金としてご利用いただける「教育環境充実資金」を設けています。本資金についてご希望やご質問等がございましたら、融資課までお問い合わせください。

たとえば、こんなときに…

- 家計が急変した学生に対する独自の支援制度を設ける。
- オンライン授業を導入するための環境を整備する。
- 学部・コースの改組に当たり教育プログラムを再構築する。

融 資 額 (教育研究経費支出＋管理経費支出)×50%×80%
を上限とする。(決算額または予算額に基づき算出)

融資金利 0.302% (令和2年10月現在)

返済期間 5年6か月以内(半年間の元金返済据置が可能)

※融資対象は、学校法人の設置する私立学校(大学院・大学・短期大学・高等専門学校・中等教育学校・高等学校・義務教育学校・中学校・小学校・特別支援学校・幼稚園・認定こども園・専修学校)です。専修学校については対象となる学科が定められていますので、詳しくはお問い合わせください。
※所定の審査があり、ご希望に添えない場合があります。

校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入など、一般の融資金利は以下のとおりです。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■ 主な事業と融資金利(令和2年10月現在)

主な事業内容	返済期間(据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 0.80	年% 0.50	年% 0.306	年% 0.402
寄宿舎などの建築・用地取得	0.90	0.60	0.406	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.306	(5.5年以内) 0.302

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、1貸付契約当たりの融資額が10億円以上の場合にご利用いただけます。また、木造建物については対象となりません。

※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862～7868
Eメール yushi@shigaku.go.jp